

報告第15号

地方自治法第180条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年6月22日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

一日市場地区公民館の駐車場内における物損事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年6月15日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 事故の概要

令和2年4月8日（水）午後1時15分頃、狂犬病予防注射接種実施時に、突風により案内看板が飛ばされ、関係車両のバックドア及びリアバンパーに損害を与えたものである。

2 和解及び損害賠償の相手方

住所 安曇野市

氏名 所有者

3 和解の内容及び損害賠償の額

本事故の原因は、案内看板を設置した時に重石等で固定しなかったことによる。本事業は、市主催事業であることから安曇野市の過失を100%とする。

よって、安曇野市は損害を受けた被害者である相手方に対し、物損損害賠償金として147,323円を支払う。

なお、本件に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

報告第 16 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 6 月 22 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

上原北教職員住宅駐車場（安曇野市穂高 8106-22）における事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 5 月 21 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 損害賠償の相手方

住所 長野県飯田市

氏名

2 事故の概要

令和 2 年 3 月 31 日午後 2 時頃、損害賠償請求者が運転する車が、上原北教職員住宅駐車場内に設置されていたグレーチングが跳ね上がった事により、車両下部を損傷したものである。

3 損害賠償の額

本事故の原因は、施設管理者の安全管理不備によるため、安曇野市の過失を 100% とする。

よって、安曇野市は本件事故の相手方に対し、損害賠償金として 10,700 円を支払う。

なお、本事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

議案第 63 号

安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 3 項を加える。

（令和 2 年 7 月 1 日から同月 31 日までの間における市長の給料月額の特例）

- 12 令和 2 年 7 月 1 日から同月 31 日までの間における市長の給料月額は、第 3 条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額から 100 分の 10 に相当する額を減じて得た額とする。ただし、市町村職員退職手当条例第 6 条に規定する退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

（令和 2 年 7 月 1 日から同月 31 日までの間における副市長の給料月額の特例）

- 13 令和 2 年 7 月 1 日から同月 31 日までの間における副市長の給料月額は、第 3 条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額から 100 分の 5 に相当する額を減じて得た額とする。ただし、市町村職員退職手当条例第 6 条に規定する退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

（令和 2 年 7 月 1 日から同月 31 日までの間における教育長の給料月額の特例）

- 14 令和 2 年 7 月 1 日から同月 31 日までの間における教育長の給料月額は、第 3 条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額から 100 分の 3 に相当する額を減じて得た額とする。ただし、市町村職員退職手当条例第 6 条に規定する退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 6 月 22 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第64号

令和2年度 安曇野市一般会計補正予算（第3号）

令和2年度安曇野市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ637,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,170,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年6月22日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 分担金及び負担金		291,213	△9,436	281,777
	2 負担金	287,013	△9,436	277,577
15 国庫支出金		14,745,784	82,126	14,827,910
	2 国庫補助金	11,829,605	82,126	11,911,731
16 県支出金		2,413,461	101,961	2,515,422
	2 県補助金	932,085	101,961	1,034,046
19 繰入金		2,627,811	462,463	3,090,274
	2 基金繰入金	2,627,311	462,463	3,089,774
21 諸収入		1,574,565	△114	1,574,451
	5 雑入	398,516	△114	398,402
補正に係らない款・項		31,880,166	0	31,880,166
歳 入 合 計		53,533,000	637,000	54,170,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		14,296,788	717	14,297,505
	1 総務管理費	13,314,213	717	13,314,930
3 民生費		13,401,636	86,861	13,488,497
	1 社会福祉費	7,140,621	4,703	7,145,324
	2 児童福祉費	5,481,479	82,158	5,563,637
6 農林水産業費		1,723,617	3,500	1,727,117
	1 農業費	786,446	3,500	789,946
7 商工費		2,073,253	545,922	2,619,175
	1 商工費	2,073,253	545,922	2,619,175
10 教育費		3,542,281	0	3,542,281
	4 幼稚園費	71,084	0	71,084
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		18,495,425	0	18,495,425
歳 出 合 計		53,533,000	637,000	54,170,000

議案第65号

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求める。

記

1 損害賠償の相手方

安曇野市

2 事故の概要

平成30年6月12日、安曇野市豊科光、国道19号光橋東交差点北において、信号が赤になったことで停車寸前の相手方車両の後方に公用車が追突したことによる自動車事故。

3 損害賠償の額

本件事故の原因は当市運転者の不注意であり、安曇野市の過失を100%とする。よって、安曇野市は本件事故の相手方に対し、損害の解決金として1,584,196円を賠償するものとする。

なお、本件事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

令和2年6月22日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 66 号

令和 2 年度安曇野市立小学校電子黒板等購入に係る売買契約について

令和 2 年度安曇野市立小学校電子黒板等購入について、下記のとおり売買契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 48 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和 2 年度 安曇野市立小学校電子黒板等購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 51,150,000 円
- 4 契約の相手方 安曇野市穂高 5746-8
サスナカ通信工業株式会社 安曇野営業所
所長 半戸 照久

令和 2 年 6 月 22 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘